

釣竿の表示に関する公正競争規約等の一部変更（案）に関する意見募集の結果

平成25年12月3日
消費者庁
公正取引委員会

1 意見募集方法の概要

- (1) 募集期間：平成25年8月27日（火）から平成25年9月26日（木）
- (2) 告知方法：消費者庁ウェブサイト、公正取引委員会ウェブサイト及び電子政府の総合窓口(e-Gov)ウェブサイト
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX又は郵送

2 意見募集の結果

- (1) 意見提出総数：6件（このほか、釣竿の表示に関する公正競争規約等の一部変更（案）と関係しない意見が4件）
- (2) 意見の概要及びこれに対する考え方
別紙参照

寄せられた御意見とそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	規約案附則1の「この規約の変更は、規約の変更について消費者庁長官及び公正取引委員会の認定の告示があった日から2年を経過した日から施行する。」とあるが、「規約の変更について」は、施行規則において必要な文言であって、規約には不要である。	2年の経過措置期間の開始日が何についての認定の告示があった日かを特定するために、「規約の変更について」との文言は必要であると考えます。
2	規約案附則2の「事業者が行った行為」は、具体的にどの流通段階（製造又は出荷）の行為が許容されるのか。より明確に規定すべきである。	「事業者が行った行為」とは、メーカー、輸入業者等がそれぞれ規約及び施行規則の規定に基づき釣竿の供給のために行った行為のことであり、より明確に規定する必要はないと考えます。
3	規則案第9条第3号例に「ASSEMBLY JAPAN」とあるが、英語として不自然であるため、「ASSEMBLED IN JAPAN」とすべきである。	御意見を踏まえ、全国釣竿公正取引協議会が組立て国の英文表示を調査した結果、「ASSEMBLED IN JAPAN」が一般的であるため、同協議会から御意見のとおり修正するとの申出がありました。当該修正については、一般消費者による適正な商品・サービスの選択を確保するという観点から問題ないものと判断しました。
4	材料加工付属品の原産国表示を規定していた現行規則第7条第3号について、外国製の材料加工付属品がほとんどみられなくなったことから、この規定を削除することとしたとあるが、現在国内シェアを独占している企業は国内生産から海外生産へとシフトしたばかりであることから、変更案どおりにこの規定を削除すると消費者の知る権利が損なわれることとなる。	外国製の材料加工付属品がほとんどみられなくなったとの記述については、海外のメーカーが製造し、国内に輸入されるものについて述べたものですが、御指摘の点については、材料加工付属品は国内メーカーによって生産されていることから、変更案どおりで問題ないものと考えます。
5	国民の生命と特に関係のない釣具に対して規制を厳しくするのは、一部の優位にある会社を保護しようとするものであり、また、規制緩和の流れに逆行していることから、今回の変更には反対する。	今回の変更は、一般消費者による適正な商品・サービスの選択を確保するためのものであり、御指摘のような、規制を強化する、又は一部の会社を保護するという内容の変更ではありません。

6	釣竿等において組立て国等の記載がないことは、パソコン等の業界と比べると対策が遅れていると考えていたことから、今回の変更は悪い話ではないと考える。	御意見ありがとうございます。
---	--	----------------